

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
アメリカンエンジニアリングコーポレーション	沖縄県宜野湾市大山 7-1 1-4 7

2 指名停止措置期間

令和 8 年 7 月 2 4 日から令和 8 年 9 月 2 3 日まで

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

アメリカンエンジニアリングコーポレーションは、過去 3 事業年度（令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで）において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等（建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ及び同法第 1 5 条第 2 号ロの規定に基づく実務の経験を含む。）を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。このことが同法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 6 月 5 日、建設業許可部局である沖縄総合事務局から 2 2 日間の営業停止処分を受けた。

5 指名停止措置理由

上記 4 は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 4 月 1 日付建設省営管第 1 2 4 号）別表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第 2 第 1 3 号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 1 3 指定区域*内において、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内